

11月月例会議事録

「新たな時代の刑事司法～裁判員制度でどう変わったのか、変わるのか」

○非プロ化・非欧米化・非理論化 の意味

2011年11月22日

首都大学東京法科大学院教授

前田雅英

・ 裁判員裁判 UP2009年9月号 目には明かに見えねども風の音にぞ驚かれぬる

『2009年の立秋は8月7日であった。その前日の8月6日、はじめての裁判員裁判の判決が言渡された。裁判報道が重視されるようになってきているとは思っていたが、マスコミの連日の裁判員裁判の扱い方に、「凄いなあ」と思った。そして、ビデオや新聞記事を整理しなおして、「はっ」と気付いた。一種の驚きを覚えたのである。

朝刊・夕刊を問わず一面や社会面のかなりの部分を占めた新聞記事の量、イラストの多さが驚きの原因ではない。3日に裁判員を選ぶ段階から、NHKが詳細に中継したりしたことにもびっくりしたが、それもそれだけのことである。今回の一連の報道を冷静に振り返って強く意識させられたのは、報道全体から感じられた潮目の変化、つまり裁判員制度への国民の意識の変化が始まったということなのである。目には明かに見えないが、大きな歯車が間違いなく回転をはじめたという実感である。それは、「鋭く力強い」というのではなく「重くゆっくりした、しかしもはや止めることのできない」変化の予兆であった。』

- ・ そして本年11月、最高裁により「裁判員制度は合憲」との判断が出された。裁判員制度はいずれにしろ定着していくだろう。

1 裁判員裁判の定着と刑事司法の危機

- ・ 現在まで裁判員裁判での無罪9件。
- ・ 鹿児島での二人殺し事件では、死刑求刑に無罪判決が出た。被告が現場に居た証拠はあるが、凶器に指紋がついていなかった。そうした状況に対して、裁判員に「死刑までは・・・」といった心理がはたらいた可能性がある。
- ・ 薬物の認識については、プロの裁判官でも無罪が多い。外国では死刑となるものでも、日本は優しく丁寧に審理する傾向にある。
- ・ 裁判員裁判導入のアメリカからの横やりもTPPと同じで、例えば「陪審員制度を入れろ」といった強い要請があったわけではない。
- ・ 財界は、裁判員制度の初めの頃の旗振り役であったが、その思惑は民事への導入であったのに、結果としては刑事になってしまった。
- ・ 刑事では、非プロ化・プロ離れが進まざるを得ない。なぜなら検察の証拠偽造という大震災級ともいふべき事件が起こってしまった。そんなプロ・官僚を誰が信じられるだろうか。
- ・ しかし、一方でやはり日本を動かしていく存在としてのプロがあり、裁判員制度とどう結びつけていくかが重要である。

2 無罪率が高まったか？ 量刑は変化したか？

- ・ 裁判員制度によって、無罪はむしろ減っている。

H22年裁判員裁判の無罪率	1530 : 2	0.13%
H20年地裁裁判の無罪率	67644 : 72	0.23%
H20年地裁重大犯罪類型無罪率	10258 : 27	0.26%
- ・ 裁判員制度によって、刑が重くなったかという点、統計的にはあまり変わらない。どちらかといえば軽くなった。
- ・ 国民と裁判官で量刑のテストを行ったデータがあるが、それによると「責任能力＝病気の評価」と「少年の犯罪に対する評価」において違いが出ている。裁判官は成年の方が重かったのに対し、国民は未成年の方が重かった。これについては「少年法を知らないから」という評価もあったが、そうではなくこれが国民の感覚というものであろう。

3 専門家から素人へ

- ・ 「法・工・医」でいうと、工学も医学もプロの世界（例：素人に手術をさせたらこわい）なのに対し、法学は少し性質が異なる。
- ・ 裁判（法）の本質は、最後は国民の規範意識であり、本質的に「素人」向きである。
- ・ 「専門家から素人へ」の流れには以下のような背景がある。
 - * 犯罪状況の変化と規範意識 裁判所の量刑評価
 - 下地としての「裁判官＝官僚」不信 官と民の関係の変化
 - 専門家：エリート 東大・朝日・岩波文化の終焉
 - エリートの「衣装」としてのマルクス主義
 - ←社会主義の現実 理論による説明の限界

4 日本の独自性と法的価値の普遍化

- ・ エリートの象徴としての「理論」と「欧米」、「サブカルチャー」としての刑事法学がある。
- ・ 価値判断の相対性を示すものとしては、次のようなものがある。
 - 不能犯 → 英国では、テロを契機にこれも「未遂事件」と言い始めている。
 - 正当防衛 → 米国ハロウィン事件では無罪となった。「正当」の感覚が国によって違う。
- ・ 英米法は特に価値判断は相対的である。一方、大陸（ドイツ等）はプロの世界である。日本は大陸法的、英米的のどちらなのだろうか。刑事訴訟法の英米法化によって、刑法も英米のように主観的要件をなくすことになるのであろうか。

5 理論と結論

- ・ 価値相対主義、すなわち「価値判断については語らない」、これも一つの価値選択である。
- ・ 「よい解釈とは価値判断をできるだけ隠すもの」、これに対し法律家にとって、価値判断こそが全て。価値判断が嫌だと、法曹にはならず学者になる。
- ・ 「演繹的」から「帰納的」に、問題解決的思考は大陸型から英米型に。
- ・ 「東大：現実的」対「京大：理論的」
- ・ 共謀共同正犯（正犯＝実行行為を行う者。共同正犯＝実行行為の一部を行う必要がある。）は、実行行為を重視する団藤理論から見れば矛盾。しかし、日本は昔から背後の黒幕が悪いという文化があり、実行行為をしていなくても刑責は重いと見られてきた。団藤先生が最高裁判事になって正面から共謀共同正犯を認め、肯定説が支配的に。

- ・ 日本に教唆はないが、ドイツはそれが中心。法学は日本にいながらドイツが正しいとしており、裁判とは相容れない。日本は柔軟であり、裁判員制度がこれを加速していく。
- ・ 本権説と所持説の観点では、資本主義が発展すれば権利関係が複雑化するので所持説になる。欧米も日本の判決もそのように動き、学説は後追いとなる。

6 素人主義とジャーナリズム テレビ革命とネット革命

- ・ マスコミの危険性として、ポピュリズムとステレオタイプ化が挙げられる。
(横山・青島・石原・東国原・橋下)
- ・ また、ネット社会による「変形ポピュリズム」も最近の傾向である。
- ・ 情報は公開すればするほどよい結果が得られるのかという問題があり、世襲による政治家の劣化、アカデミズムのジャーナリズム化も問題である。

7 法的専門家の新しい存在意義 理論の意味

- ・ 法的専門家は確実に重要性を増す。結論を導く力としての「理論」と「叡智」の関係が重要となる。
- ・ 素人と法律家のどこが違うのかといえば、法律家には多元連立方程式を解く「感性」、すなわち次元の違うものを混ぜて比較考量する力があげられる。
- ・ 法律家は殆どは3つ以上の因子を入れて判断するのに対し、国民は一つの要素で判断する傾向にある。「殺しだから〇〇」といった感覚はマスコミ的でもある。
- ・ 説得する力、という点でも法律家は重要である。
- ・ 利他性、一定の保守性、知的廉直性が、これからの法的専門家に求められている。
- ・ 社会主義が崩壊し、その反動としての自由主義の行き過ぎがある。リバタリアン。
- ・ 次の振り子の動き方はどうなるのかといえば、経済合理主義から、倫理・徳に向かう。
- ・ 昔と違い、倫理・徳といったものを強調すると反発があるが、感覚・心に訴えるものは損得勘定ではいかない。
- ・ いずれにしろ日本人のレベルの高さから、日本の規範ができる——このことは高く期待できるといえる。

以 上